

自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理について

～ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等が改正されました ～

(令和 6 年 4 月 1 日から全面的に施行)

(1) ラベル表示・SDS 交付・RA 対象物の追加 (安衛法第 57 条、57 条の 2、57 条の 3) 令和 6 年 4 月 1 日施行^{*1}

- ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメント実施の対象物質が、追加され、従来の **674 物質**から **903 物質**となりました。今後も国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加される予定です。(^{*1} R6.4.1 時点で現存するものは、R7.3.31 までの間、ラベル表示義務は適用されません。)
- ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメント実施の対象物は、ほぼ同一に揃えられていますが、詳細は関係法令の条文をご参照ください。

(2) ばく露の程度の低減等 (安衛則第 577 条の 2、577 条の 3) 令和 5 年 4 月 1 日施行、令和 6 年 4 月 1 日施行

- リスクアセスメント対象物及び、その他の化学物質について事業者の義務・努力義務が、以下のように定められました。

RA 対象物の製造・取り扱い事業場 (577 条の 2)	ばく露の低減	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメントの結果等に基づき以下の措置等を講じ、労働者のばく露の程度を最小限度にする。 <ul style="list-style-type: none"> a 代替物の使用 b 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働 c 作業の方法の改善 d 有効な呼吸用保護具の使用 	R5.4.1 施行																						
		<ul style="list-style-type: none"> ● 濃度基準値設定物質 (厚生労働大臣が定める物質) の製造・取り扱い業務を行う屋内作業場においては、労働者のばく露の程度を基準以下にする。 	R6.4.1 施行																						
	RA 対象物健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物健康診断の実施等を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>実施が必要な場合等</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実 施</td> <td>● リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者</td> <td>リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき</td> <td rowspan="2">医師・歯科医師が必要と認める項目</td> </tr> <tr> <td>● 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者</td> <td>濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに</td> </tr> <tr> <td>結 果 保 存</td> <td colspan="3">● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、個人票 (様式第 24 号の 2)を作成する。 ● 作成した個人票を 5 年間保存する。(がん原性物質の場合は 30 年間保存。)</td> </tr> <tr> <td>事 後 措 置 等</td> <td colspan="3">● 異常の所見が認められたときは、3 か月以内に医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、遅滞なく提供する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の事後措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>結 果 通 知</td> <td colspan="3">● 結果を、遅滞なく受診者に通知する。</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	実施が必要な場合等	項目	実 施	● リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき	医師・歯科医師が必要と認める項目	● 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者	濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに	結 果 保 存	● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、 個人票 (様式第 24 号の 2) を作成する。 ● 作成した個人票を 5 年間保存 する。(がん原性物質の場合は 30 年間保存 。)			事 後 措 置 等	● 異常の所見が認められたときは、3 か月以内に 医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載 する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、 遅滞なく提供 する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の 事後措置を講ず る。			結 果 通 知	● 結果を、遅滞なく 受診者に通知 する。			R6.4.1 施行
		対象者	実施が必要な場合等	項目																					
	実 施	● リスクアセスメント対象物の製造・取り扱い業務に常時従事する労働者	リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき	医師・歯科医師が必要と認める項目																					
● 濃度基準値設定物質の製造・取り扱い業務に従事する労働者		濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに																							
結 果 保 存	● リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、 個人票 (様式第 24 号の 2) を作成する。 ● 作成した個人票を 5 年間保存 する。(がん原性物質の場合は 30 年間保存 。)																								
事 後 措 置 等	● 異常の所見が認められたときは、3 か月以内に 医師または歯科医師の意見を聴き、個人票に記載 する。 ● 医師又は歯科医師から意見聴取を行う上で必要な情報を求められたときは、 遅滞なく提供 する。 ● 必要な場合には、就業場所の変更、作業の転換等の 事後措置を講ず る。																								
結 果 通 知	● 結果を、遅滞なく 受診者に通知 する。																								
労働者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ● 講じた措置^{*2}について関係労働者の意見を聴く機会を設ける。 ● 1 年を超えない期間ごとに次の記録を作成し、3 年間保存する。(がん原性物質の場合の、 は 30 年間保存。) 講じた措置^{*2}の概要、講じた措置^{*2}についての関係労働者の意見の聴取状況 労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況 がん原性物質の製造・取り扱いの場合は、以下事項。 【労働者の氏名、従事した作業の概要、従事期間、がん原性物質による著しい汚染が生じた場合の概要・応急措置の概要】 ● については、掲示・書面交付等により労働者に周知する。(掲示、書面交付、記録内容を確認できる機器の設置等) 	R5.4.1 施行 講じた措置 ^{*2} の b c に関する部分は、R6.4.1 施行																							
	*2「講じた措置」 <table border="1"> <tr> <td>a ばく露の程度を最小限度にするための措置</td> </tr> <tr> <td>b 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置</td> </tr> <tr> <td>c リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置</td> </tr> </table>	a ばく露の程度を最小限度にするための措置	b 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置	c リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置																					
a ばく露の程度を最小限度にするための措置																									
b 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置																									
c リスクアセスメント対象物健康診断結果に基づき講ずる措置																									

その他の化学物質の製造・取り扱い事業場 (577 条の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物と同様の方法等で、ばく露される限度を最小限度にするよう努める。 	R5.4.1 施行
--------------------------------	--	-----------

(3) 衛生委員会付議事項の追加 (安衛則第 22 条) 令和 5 年 4 月 1 日施行、令和 6 年 4 月 1 日施行

- 衛生委員会の付議事項に次の事項が追加されました。(労働者数 50 人未満の事業場も安衛則第 23 条の 2 に基づく意見の聴取に留意。)

<ul style="list-style-type: none"> ● ばく露の程度を最小限度にするための措置に関すること 	R5.4.1 施行
<ul style="list-style-type: none"> ● 濃度基準値設定物質のばく露の程度を基準以下にするための措置に関すること ● リスクアセスメント対象物健康診断の結果及び結果に基づき講ずる措置に関すること 	R6.4.1 施行

(4) リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 (安衛則第 34 条の 2 の 8) 令和 5 年 4 月 1 日施行

- 従来、リスクアセスメントを行ったときは、結果とその結果に基づいて健康障害を防止するために講じた措置の内容等について、労働者に周知させることとされていましたが、さらに、**記録を作成し次のリスクアセスメント実施までの期間 (ただし、最低 3 年間) 保存**することとされました。

(5) 雇入れ時等教育の拡充 (安衛則第 35 条) 令和 6 年 4 月 1 日施行

- 労働者の雇入れ、作業内容変更の際に行う安全衛生教育について、これまで一部の業種については、機械、原材料、安全装置、保護具、作業手順など一部の教育項目の省略を認めていましたが、この**省略規定が廃止**されました。これにより全ての事業場で省略なく教育を行うことが必要となります。

(6) 職長等の教育を行うべき業種の拡大 (安衛法施行令第 19 条 (安衛法第 60 条関係)) 令和 5 年 4 月 1 日施行

- 新たに職務に就くことになった職長等に安全衛生教育を行うこととする対象業種に、以下の業種が追加されました。
 - 食品品製造業 (従来から対象業種とされていた、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業に加え、全ての食品品製造業が対象になりました。)
 - 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

(7) がん等の遅発性疾患の把握強化 (安衛則第 97 条の 2) 令和 5 年 4 月 1 日施行

- 化学物質等を製造し、または取扱う事業場で、**1 年以内に 2 人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したとき**は、業務に起因するかどうかについて、遅滞なく**医師に意見を聴く**こととされました。
- また医師が、業務に起因するものと疑われると判断した場合は、化学物質の名称、業務の内容等を**所轄労働局長に報告**することとされました。

(8) 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止 (安衛則第 594 条の 2、第 594 条の 3) **令和 5 年 4 月 1 日施行、令和 6 年 4 月 1 日施行**

- 皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質や、皮膚から吸収され健康障害等を生ずるおそれがある物質について、製造・取り扱いの際、次のように**労働者に保護具を使用させる義務、努力義務が定められました。**

おそれが 明らか	不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等の適切な保護具を使用	R6.4.1 から 義務
おそれが 不明 (おそれがないことが明らかなもの以外)	保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等の適切な保護具を使用	R5.4.1 から 努力義務
おそれが ないことが明らか	使用義務なし	

皮膚刺激性有害物質	国が公表する GHS 分類の結果及び SDS 等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感受性又は皮膚感受性」のいずれかで区分 1 に分類されているもの	厚生労働省の HP で一覧(について)は一部のみ)を公表しています
皮膚吸収性有害物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの	

(9) 化学物質管理者の選任義務化 (安衛則第 12 条の 5) **令和 6 年 4 月 1 日施行**

選任が必要な事業場	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場^{*3} (安衛則第 12 条の 5 第 1 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う事業場 (安衛則第 12 条の 5 第 2 項)
職務	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場における次の化学物質の管理に係る技術的事項を管理します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ラベル表示、SDS 交付等に関すること (2) リスクアセスメントの実施に関すること (3) ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に関すること (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること (5) リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること (6) リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関すること (7) (1)~(4)の事項の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること ● 表示等及び教育管理を他の事業場で行っている場合 他の事業場の化学物質管理者が、表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場における表示等^{*4}及び教育管理^{*5}に係る技術的事項を管理します。 <p>^{*4}「表示等」とは次の事項を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安衛法第 57 条第 1 項に基づくラベル表示 (表示する事項及び標章に関することに限ります。) ● 安衛法第 57 条第 2 項、第 57 条の 2 第 1 項に基づく SDS 交付等 (通知する事項に関することに限ります。) <p>^{*5}「教育管理」とは次の事項を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「表示等」の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。
選任期限	● 選任事由発生から 14 日以内	
権限付与等	● 職務をなし得る 権限を与え 、氏名を見やすい箇所に 掲示する等により関係労働者に周知する。	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクアセスメント対象物を製造している事業場の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 「化学物質の管理に関する講習」の修了者または、同等以上の能力を有すると認められる者から選任することが必要です。 ● * 化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者 (R4.9.7・基発 0907 第 1 号の記の第 2 の 1 (4) ア) 講習告示 (厚生労働省告示第 276 号) の適用前 (令和 6 年 4 月 1 日) に、同告示の規定により実施された講習を受講した者 労働衛生コンサルタント試験 (試験の区分: 労働衛生工学) に合格し、登録を受けた者 専門家告示 (安衛則等: 厚生労働省告示第 274 号、粉じん則: 第 275 号) で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者 ● 上記以外の事業場の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者から選任することが必要です。 ● * 必要な能力を有すると認められる者 (R4.5.31・基発 0531 第 9 号の記の第 4 の 1 (2) イ) 業務の経験がある者が含まれます。適切に業務を行うために、講習等を受講することが望ましいです。 ● 「化学物質の管理に関する講習」は講習告示の規定に基づいて自社で行えば足りますが、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えありません。(R4.5.31・基発 0531 第 9 号の記の第 4 の 1 (2) ア) 	

^{*3} 製造し、または取り扱う事業場の範囲 (R4.5.31・基発 0531 第 9 号の記の第 4 の 1 (1) オ)

- 例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、対象に含まれます。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場や、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、対象に含まれません。

「化学物質の管理に関する講習」の内容等 「講習告示」R4.9.7 厚生労働省告示第 276 号 抜粋

1 次に定める講義及び実習により行われるものであること。

イ 講義

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の危険性及び有害性 ● 化学物質による健康障害の病理及び症状 ● 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知 	2 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	● 化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質のばく露の濃度の基準 ● 化学物質の濃度の測定方法 ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 ● がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 ● 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 ● 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法 	2 時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	● 災害発生時の措置	30 分
関係法令	● 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1 時間

ロ 実習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 ● 保護具の選択及び使用 	3 時間

2 前号の講義及び実習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

ハ 科目の受講の免除

免除を受けることができる者	科目
<ul style="list-style-type: none"> ● 有機溶剤作業主任者技能講習 ● 鉛作業主任者技能講習 ● 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を全て修了した者 	● 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
● 第一種衛生管理者の免許を有する者	● 化学物質の危険性又は有害性等の調査
● 衛生工学衛生管理者の免許を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査 ● 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

(10) 保護具着用管理責任者の選任義務化 (安衛則第12条の6他、各特別関係) 令和6年4月1日施行

選任が必要な場合	● 化学物質管理者を選任した事業場で、 リスクアセスメントの結果に基づく措置 として労働者に保護具を使用させるとき	● 特化則や有機則等の特別則における、 第3管理区分作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合
関係条文	● 安衛則第12条の6	● 特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2
選任期限	● 選任事由発生から 14日以内	● 作業環境管理専門家が 改善困難とした場合に、直ちに
権限付与等	● 職務をなし得る 権限を与え、氏名を見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知する。	-
職務	● 次の事項を管理します。 (1) 保護具の適正な選択に関すること。 (2) 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 (3) 保護具の保守管理に関すること。	(1) 次に掲げる措置に関する事項(呼吸用保護具に関する事項に限る。)を管理すること。 第3管理区分とされた場所について、直ちに個人サンプリング測定等を行い、結果に応じて有効な呼吸法保護具を使用させること。 呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)について、適切に装着されていることを確認し、結果を記録し、3年間保存すること。 第3管理区分とされた場所が第1、第2管理区分になるまでの間、6月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等を行い、結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。 呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)について、1年以内ごとに1回、定期に適切に装着されていることを確認し、その結果を記録し、3年間保存すること。 第3管理区分とされた場所において、作業の一部を請負人に請け負わせる場合には、その請負人に対し、呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。 (2) 作業主任者の職務(呼吸用保護具に関する事項に限る。)について必要な指導を行うこと。 (3) 呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。
要件	保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者 (R4.5.31・基発0531第9号 記の第4の2(2)) ● 次に掲げる者が含まれること。 ● 次に掲げる者であっても、 保護具の管理に関する教育 を受講することが望ましいこと。 ● 次に掲げる者を選任できない場合は、 保護具の管理に関する教育 を受講した者を選任すること。 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者 作業環境管理専門家の要件に該当する者 労働衛生コンサルタント試験に合格した者 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者 作業に応じた化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者(昭和63年労働省告示第80号) 「保護具の管理に関する教育」の詳細は「 保護具着用管理責任者に対する教育実施要領 」(R4.12.26 基安化発1226第1号)で示されています	

(11) SDS 通知方法の柔軟化 (安衛則第24条の15、34条の2の3) 令和4年5月31日施行

- SDS情報の通知を、次の方法で行えることとなりました。(相手方の承諾不要。)
- | | |
|--|---|
| 文書の交付、磁気ディスク・光ディスク等の 記録媒体 の交付
FAX送信、 電子メール 送信 | 通知事項が記載された ホームページのアドレス、二次元コード等 を伝達し、閲覧を求める |
|--|---|

(12) 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第24条の15、34条の2の5) 令和5年4月1日施行

- SDSの通知事項のうち、「**人体に及ぼす作用**」について、次のことが必要となりました。
 - **5年以内ごとに1回**、最新の科学的知見に基づき**記載内容の変更の要否を確認**する
 - 記載内容に変更の必要があるときは、**確認した日から1年以内に変更**する
 - 記載内容を変更したときは、適切な時期に、SDSの通知を行った**相手方に変更内容を通知**する
 - SDS交付が努力義務とされる対象物についても、これらの措置に努める

(13) SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15、34条の2の4、34条の2の6) 令和6年4月1日施行

- SDSの通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されました。
- SDSの通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要とされました。(従来の10%刻みの記載方法が改正されましたが、営業上の秘密にかかる場合の例外規定も設けられました。)
- SDS交付が努力義務とされる対象物についても同様に追加されました。

(14) 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第33条の2) 令和5年4月1日施行

- ラベル表示対象物を、事業場内で別容器に入れ、または包装して保管するときは、その容器や包装への表示、文書の交付等により、**内容物の名称 人体に及ぼす作用**を明示しなければならないこととされました。

(15) 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第9条の3) 令和5年4月1日施行

- 一定の化学設備等の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人に化学物質の危険性・有害性などを記載した文書を交付することとされています。(詳細は、安衛法第31条の2及び、安衛則662条の2~4を参照。)
- 従来、法定の化学設備・特定化学設備及びその付属設備が対象とされていましたが、**SDS交付対象物の製造・取扱設備及びその付属設備**が新たに対象に加えられました。

(16) 特殊健康診断の実施頻度の緩和 (特化則第39条、有機則第29条、鉛則第53条、四鉛則第22条) 令和5年4月1日施行

- 作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合は、**特化則、有機則、鉛則、四鉛則の特殊健康診断の実施頻度**を6月以内ごとに1回から、**1年以内ごとに1回に緩和**できることとされました。要件を満たすかどうかは、事業者が労働者ごとに判断し、監督署への届出等は不要です。(労働衛生に係る知識・経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。)

要件	当該労働者が業務を行う場所の、直近3回の 作業環境測定結果が第1管理区分 であったこと。 直近3回の健康診断の結果、当該労働者に 新たな異常所見がないこと 。 直近の健康診断実施後に、軽微なものを除き 作業方法の変更がないこと 。	* ~ をいずれも満たすことが必要です。 (四鉛則については、のみで可) * 製造禁止物質、特別管理物質、特化物のうち作業環境測定の実施義務がない物質の特殊健康診断は、緩和の対象になりません。
----	--	--

(17) 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 (安衛則第34条の2の10) 令和6年4月1日施行

- 化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示**できることとされました。
- 指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家(外部の者が望ましい)**から管理状況の確認や、実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受け、**1月以内に改善計画を作成**し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間保存をしなければなりません。

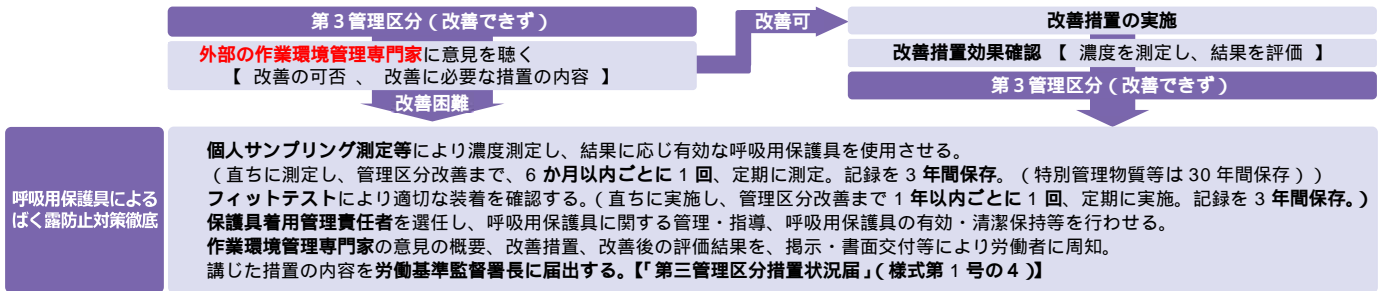
(18) 管理水準良好事業場の特別則適用除外 (特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2) 令和5年4月1日施行

- 化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定**した事業場について、**特化則、有機則、鉛則、粉じん則**の個別規制の**適用を除外**し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができることとされました。(認定は規則ごとに行い、3年ごとの更新を受けなければ効力を失う。)

主な認定要件	事業場に 専属の化学物質管理専門家 が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。
	過去3年間について 各特別規則が適用される化学物質等による死亡または、休業4日以上 の労働災害が発生していないこと。 各特別規則に基づき行われた 作業環境測定の結果が全て第1管理区分 であったこと。 各特別規則に基づき行われた 特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められた労働者がいないこと。 外部の化学物質管理専門家による評価 を1回以上受け、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。 事業者が 安衛法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

(19) 第三管理区分事業場の措置強化(特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2) 令和6年4月1日施行

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。これができない場合等に、以下のことを行うこととされました。



化学物質管理専門家の要件等

- 化学物質労災発生事業場等で監督署長指示があった場合に、「**化学物質管理専門家(外部の者が望ましい)**」の助言を受けることが必要です。(安衛則第34条の2の10)
- 管理水準良好事業場の特別則適用除外のため「**化学物質管理専門家**」の配置等が必要です。(特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2) 認定の際の要件に、次の事項が含まれています。
 - ・ 事業場に**専属の化学物質管理専門家**が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。
 - ・ **外部の化学物質管理専門家による評価**を1回以上受け、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。

要件	「 化学物質管理専門家 」(事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの)(「 専門家告示(安衛則等) 」R4.9.7 厚生労働省告示274号、「 専門家告示(粉じん則) 」R4.9.7 厚生労働省告示第275号を要約)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する者とされます。 <ul style="list-style-type: none"> 労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格し、登録を受けた者で、5年以上、化学物質の管理に係る業務(粉じん則の適用除外の際には粉じんの管理に係る業務)に従事した経験を有するもの 衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後8年以上、衛生工学衛生管理者の業務に従事した経験を有するもの 作業環境測定士で、6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したものから までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者 以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。(R4.9.7 基発0907 第1号・要約) ア 労働安全コンサルタント試験(試験の区分が化学であるものに限る。)に合格し、登録を受けた者で、その後5年以上化学物質に係る労働安全コンサルタントの業務(粉じん則の適用除外の際には、粉じんに係る労働安全コンサルタントの業務)に従事した経験を有するもの イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるC I H (Certified Industrial Hygiene Consultant)労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会(I O H A)の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者 オ 労働災害防止団体法第12条の衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者 カ 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者(R5.7.14追加)

作業環境管理専門家の要件等

- 特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合に意見を聴くこととされる、**外部の「作業環境管理専門家」**の要件は次のとおりです。

要件	<p>「作業環境管理専門家」に含まれる者(R4.5.31・基発0531 第9号の記の第4の9(1)ウ)</p> <p>別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者</p> <p>労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)又は労働安全コンサルタント(試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。)であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者</p> <p>6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者</p> <p>衛生管理士(法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者であって、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者</p> <p>6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者</p> <p>4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定めたものを全て修了した者</p> <p>オキュペイショナル・ハイジニスト資格又はそれと同等の外国の資格を有する者</p>
----	---